

寒河江市告示第6号

寒河江市下水道条例（昭和57年市条例第40号）第6条第1項の規定により、次の者を寒河江市指定下水道工事店として指定するので、同条例第6条の3第2項の規定により告示する。

令和8年1月30日

寒河江市長 齋藤真朗

寒 河 江 市 指 定 下 水 道 工 事 店

指定番号	指 定 工 事 店 名	代表者氏名	営 業 所 所 在 地	指 定 期 間
221	渡辺設備	代表 渡辺 光章	寒河江市越井坂町 116番地の6	令和8年 2月 1日から 令和12年 4月30日まで